

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 8月10日

【会社名】 エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー
(HSBC Bank plc)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者 ジャック・フルーラン
(Jacques Fleurant, Chief Financial Officer)

【本店の所在の場所】 連合王国E14 5HQロンドン市カナダ・スクエア 8
(8 Canada Square, London E14 5HQ, U.K.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 神 田 英 一

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内 1丁目 1番 1号 パレスビル 3階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【事務連絡者氏名】 弁護士 芦 澤 千 尋
弁護士 土 手 康 瑛
弁護士 湯 浅 拓 也

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内 1丁目 1番 1号 パレスビル 3階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注1) 別段の記載のない限り、本書中の「ポンド」は英国スターリングポンドを、「円」は日本円を指す。2018年7月31日(日本時間)現在における株式会社三菱UFJ銀行発表の対顧客電信直物売買相場のポンドの日本円に対する仲値は、1ポンド=145.69円であった。本書において記載されているポンドの日本円への換算はかかる換算率によって便宜上なされているもので、将来の換算率を表すものではない。

(注2) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有するものとする。

「当行」とは、 エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーをいう。

「HSBCグループ」とは、 エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシーおよびその子会社をいう。

1【提出理由】

本書は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の規定に基づき、当行による事業の譲渡に関して提出されるものである。

2【報告内容】

(1) 事業の譲渡先の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称：	エイチエスピーシー・ユーケー・バンク・ピーエルシー（以下「HBUK」という。） (HSBC UK Bank plc)
住所：	連合王国B1 1HQバーミンガム市センテナリー・スクエア1 (1 Centenary Square, Birmingham B1 1HQ, United Kingdom)
代表者の氏名：	最高財務責任者 デーブ・ワッツ (Dave Watts, Chief Financial Officer)
資本金の額：	9,015,000,000ポンド(平成30年7月1日現在) (1,313,395,350,000円)
事業の内容：	HBUKは、HSBCグループの英国におけるリテール・バンキング・アンド・ウェルス・マネジメント事業（以下「RBWM事業」という。）及びコマーシャル・バンキング事業（以下「CMB事業」という。）を行うことで、HSBCグループの英国リングフェンス銀行の企業集団における中核を担う会社である。HBUKは、平成30年7月1日に業務を開始した。

(2) 当該事業の譲渡の目的

2013年英国金融サービス（銀行改革）法及び関連する下位法令は、（広く個人及び中小企業から）25十億ポンド超の「中核的預金」の預金受入業務を行う英国の銀行に対し、平成31年1月1日までに、英国でのリテール・バンキング業務を、その他のホールセール・バンキング業務及び投資銀行業務から分離することを義務付けている。その結果、英国リングフェンス銀行業務を行う事業体は、リングフェンス銀行以外の事業体から法的に区別され、経営的に分離され、経済的に独立されていなければならない。英国健全性監督機構の定めるリングフェンス規則に従って運営しなければならない。

HBUKは、HSBCグループの英国におけるRBWM事業及びCMB事業を通じ、HSBCグループの英国リングフェンス銀行の企業集団における中核会社となるべく、平成27年12月に設立されたものである。HBUKは、平成30年7月1日に業務を開始した。

(3) 当該事業の譲渡の契約の内容

リングフェンス・プロジェクトを完了するべく、様々な移転が実施された。かかる移転には、HBUKに対する顧客及び非顧客の資産、負債及び契約上の取り決めの移転が含まれる。こうした移転の大部分は、2000年英国金融サービス市場法（その後の改正を含む）第7編に規定されているとおり、裁判所の承認を得たリングフェンス移転スキーム（以下「リングフェンス移転スキーム（RFTS）」という。）を通じて実施された。かかる移転に加え、一定の項目も別の取り決めを通じて移転された。

エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー、エイチエスピーシー・ユーケー・ホールディングス・リミテッド、当行及びHBUKの間で締結された契約に基づき、以下の3件の移転が、平成30年7月1日における業務開始の直前に実施された。

- (i) リングフェンス移転スキーム (RFTS) を通じた、当行の英国におけるRBWM事業及びCMB事業の適格な要素並びに関連する項目のHBUKに対する移転
- (ii) リングフェンス移転スキーム (RFTS) を通じた、適格な当行子会社 (特にマークス・アンド・スペンサー・フィナンシャル・サービス・ピーエルシー、HSBCプライベート・バンク(英国)リミテッドその他多数のアセット・ファイナンス会社) のHBUKに対する移転
- (iii) 出資による当行の超過準備金のHBUKに対する移転